

「ふるさと塾」活動賛同団体登録制度 実施要領

(目的)

第1条 この要領は、地域住民が親から子、子から孫の代へ、「ふるさと山形」のよき生活文化や知恵、民俗芸能などの素晴らしい地域文化を子どもたちに教え、ともに学び合いながら、伝承していく活動を実践している団体を「ふるさと塾」活動賛同団体として登録することにより、地域文化の保存・伝承を通じて、子どもと大人の郷土愛の醸成や社会力の育成、そして地域の活性化を推進することを目的とする。

(対象団体)

第2条 「ふるさと塾」活動賛同団体に登録を申し込むことができる団体は、地域文化の保存・伝承を通じて、子どもと大人の郷土愛の醸成や社会力の育成、そして地域の活性化を推進している団体であるとともに、次の要件を全て満たす団体とする。

- (1) 子どもたちに対する地域文化の伝承活動を定期的または継続的に行っていること
- (2) 伝承活動に携わる人は地域に住む人が中心となっていること
- (3) 地域独自の資源（歴史、自然、文化等）が伝承テーマになっていること（全国共通のものは基本的に除外するものであること）
- (4) 地域の活性化につながるものであること

2 前項第1号の伝承活動は、別表に掲げる伝承テーマの取組みとする。

(登録申込み)

第3条 「ふるさと塾」活動賛同団体に登録を申し込む団体（以下「申込団体」という）は、「ふるさと塾」活動賛同団体登録制度登録申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）により申し込むものとする。

2 申し込み団体は、前条第1項に掲げる取組みを必須とするほか、同条第2項の別表に掲げる項目を選択し申し込むものとする。

(登録及び公表)

第4条 県教育委員会は、前条第1項の申し込みを受け、申込団体が第2条の要件を満たすと認められる場合は、「ふるさと塾」活動賛同団体に登録する。

2 県教育委員会は、登録された団体（以下「登録団体」という）に対し、ふるさと塾活動賛同証（様式第2号）（以下「賛同証」という。）を交付するとともに、登録団体名をホームページに掲載し公表するものとする。

(取組みの実施)

第5条 登録団体は、自ら積極的に伝承活動に取組むものとする。

(登録事項の変更)

第6条 登録団体は、第3条の申込書に記載した事項に変更が生じた場合には、速やかに申込書を県教育委員会に提出しなければならない。

(登録取消)

第7条 県教育委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 登録団体から登録取消の申出があった場合

(2) 第2条に規定する要件を満たさなくなった場合

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年7月29日から施行する。

この要領は、令和4年6月13日から改正施行する。